

平成30年第2回竹原市議会定例会議事日程 第4号

平成30年6月20日（水） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

（1）宇野 武則 議員

平成30年6月20日開議

(平成30年6月20日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	欠 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席
選挙管理委員会事務局長	品 部 義 朗	出 席

午前9時58分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第4号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

質問順位7番，宇野武則議員の登壇を許します。

12番（宇野武則君） それでは，平成30年第2回議会の一般質問を行います。

市長に関して素朴な質問であります，市長に伺います。

市長選候補として，現職吉田基氏，井上盛文氏，今榮敏彦氏，3氏が立候補を表明。以来後援会活動の主要手法として，各候補者ともに学歴，経歴，主要施策を印刷し，大量の枚数が市内全有権者に配布され，支持を訴えられたのであります。

吉田，井上両氏は，学歴については学部まで正確に記入されておりますが，今榮敏彦後援会のパンフレットには東洋大学卒業のみであります，何か理由があつて学部を記入されなかったのか，一部市民間で疑問に思う方もおられます。未記入の理由についてお伺いいたします。

次に2点目ですが，ふれあい館（現）ひろしまについて伺います。

施設入り口ドア修繕費については，委託業者から修繕後に報告があつたのか，修繕前に協議があつたのか伺います。

当時の今榮民生部長は，民法606条第1項「賃貸人は賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う」，これが前段の法で，後段では同規定は強行規定ではなく任意規定であるため，特約事項で賃借人に修繕ができると答弁。特約事項とは入り口ドア修繕の場合，どのような解釈で適用されるのか，また特約事項の文言が契約書のどこに記載されているのか伺います。

一方，賃貸借契約書第15条，双方協議により賃借人が修繕費を支出と答弁，民法606条第1項，賃借人，賃貸人の修繕義務を負うとの前段と，後段の強行規定ではないの

で、賃貸借契約書第15条による双方協議により支出とはかなり無理な法解釈と思うが、市長に伺います。

全国自治体において、公営住宅法に基づく市営住宅管理条例が運用されている一方、司法判例においては、土地の賃貸借契約において大審院は、民法608条第1項の必要費は単に目的物自体の原状を維持し、または目的物自体の原状を回復する費用のみに限定すべきものではなく、通常の使用に適する状態において目的物を保存するために支出された費用も含むとして、貸借人が地盤を築いた費用を必要費として認めている。昭和12年11月16日。また、賃貸料が低額であっても貸借人が家屋の雨漏りを修理した場合には、賃貸人は家屋全体の維持保存のために必要な費用として貸借人に償還すべきである。大阪高裁、昭和38年8月14日。等々多くの判例があります。

私は、今回の行為に責任の追及ではなく、公金の不当支出については改めないと、今後でも継続して支出の場合、納税者に説明がつかないと思いますが、市長の御見解を伺います。

3点目として、子育て支援住宅について伺います。

旧市立体育館跡地の利活用推進事業に伴う調査検討業務概要報告書が、平成25年12月12日、株式会社オオバから提出。調査内容は大別して数項目に分類、綿密に調査されたものであります。

その調査内容は以下のとおりであります。

竹原市の人口世帯及び住宅動向の整理、民間業者への意向調査及び参加条件等の整理。

調査対照業者は以下のとおり。

新興建設株式会社、大和ハウス株式会社、株式会社アクティブ、株式会社NSP設計、株式会社日興ホーム、創建ホーム株式会社。

3点目として、プロポーザル公募条件（案）の設定。

4として、子育て世帯等の入居を促進するための施策の検討。

以上の報告書を踏まえて、市はどのような体制で内容の検討をされたのか伺います。

次に、不動産鑑定について伺います。

平成25年10月31日、市立体育館の土地鑑定評価書が株式会社中央鑑定所から報告されている。

確認ですが、当時の市長は小坂政司氏で、総務部長は今榮敏彦氏であったと思いますが、間違いありませんか、伺います。

市立体育館土地評価額3筆，8，095万3，600円。固定資産税評価額は10万8，000円で，建物除去費は4，979万8，400円であります。土地下落基調で，平成26年1月1日，固定資産税評価額基準による路線価改定で，土地再評価減2.7%，金額224万6，000円。

鑑定会社が解体積算事例は3件あると再三答弁されているが，建物の所在地及び名称等について確認し，答弁されたのか伺います。

次に，市立体育館に隣接するトイレ解体費や内部の廃棄物処分費を差し引いた額2，800万円を事業公募時の売却額として採用とあるが，トイレ内部の廃棄物処分の分離の理由と予算について伺います。あわせ，国交省不動産鑑定評価基準第1章第2節については，内容が全く理解できないが，通常使用されているのか，中央鑑定所の判断か，市の独自の判断で答弁されたのか伺います。

以上が貴重な市有財産が格安な価格で売却された事例であります。8，000万円余りの公有地が売却時2，800万円，この事業について市長の御見解を伺います。

次に，銀行跡地に建設された小公園について伺います。

市の固定資産税評価額改定は数年に一度と認識しておりますが，平成24年当時から土地の下落幅が大きいことを理由として，以下のとおり連続して土地評価の改定が実施されております。

平成24年，5.8%減，税込減額4，700万円。平成25年，4.1%減，税込減額3，100万円。平成26年，3.1%減，税込減額は2，700万円。

この改定は市全域を対象に実施したものと思いますが，その方法について伺います。

旧銀行建物解体は，平成25年7月，同行によって解体，更地となった後の平成25年12月9日，小公園建設着手，銀行から竹原市への土地所有権移転は平成26年2月12日であります。

土地購入面積は449.31平米，購入価格は2，619万4，473円であります。3.3平米，坪単価19万2，000円であります。平成26年時の固定資産税評価額は13万2，823円であります。

市は，中央鑑定所から提出された土地評価額に対し，価格の変更ができない拘束力があると認識されているのか伺います。

次に，竹原小学校体育館について伺います。

同校屋内運動場新築工事に伴う解体工事，工事打合会議が平成25年7月16日開催。

会議の内容について伺います。

同校解体工事は、市内業者を含む7社による指名競争入札による業者選定、解体面積は1,396平米、市立体育館より約350平米多い。落札金額は2,252万9,500円であります。この小学校の解体工事は、高い透明性が確保された工事であります。今後、公共事業発注については高い透明性と公平性、地元業者育成が強く求められますが、市長の御見解を伺います。

最後に、行財政改革について伺います。

私は前吉田市長に改選以後、庁舎移転を山本会頭との合意に基づく計画どおり事業を進めるためには、徹底した行財政改革は避けて通れない厳しい選択と進言してまいりました。

行政については、幹部職員の公人としての自覚、地方公務員法第30条、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。さらに、地方自治法第2条では、最少の経費で最大の効果を上げなければならないとあり、財政改革については、平成32年開園予定のこども園と並行して、ふれあい館の委託料約2,000万円の見直し、道の駅、海の駅の建設費5億5,000万円以上、さらに毎年指定管理料2,300万円の早期の見直し、子育て支援住宅の入居条件、家賃等、子育て住宅としての入居者に受け入れられる条件の抜本的見直し、その他市営住宅統廃合、公有地の売却、移住者への住宅提供や就労への支援策の充実、農林、水産業ともに就労への成功例もあります。

期間を限定した支援の強化、広報活動等、吉田市長とは約2カ月間にわたり協議、要請をしてまいりました。吉田市長の強い決意を理解し、支持を決意したものであります。

市長は、財政改革にどのように取り組んで行かれるのか伺います。

平成29年10月27日、民生都市建設委員会で神奈川県秦野市を行政視察。秦野市の人口は、平成28年1月1日現在、16万3,582人、竹原市は2万7,222人です。

秦野市は、将来のハコモノ維持に強い危機感から財政の負担は不可能との判断から、平成20年4月に専任組織として公共施設配置計画担当を設置。竹原市は、市民1人当たりの建設面積は秦野市の2.7倍、市営住宅については竹原市は631戸、秦野市は234戸、公民館は竹原市13館、秦野市11館。一部事例ではありますが、各部の職員が自覚と責任を持って職務に専念されていることが様々な事業内容にあらわれていることを強く

感じたところであります。

就任間もない市長に厳しい要請ではありますが、職員にどのような指導をされ、取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

壇上での質問は終わります。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

まず、１点目の市長選時の学歴、経歴についての御質問でございます。

後援団体が政治活動用パンフレット等に候補者の経歴等を記載する場合につきましては、定められたものがないことからそのように記載されたものでございます。

次に、２点目のふれあい館ひろしまについての御質問でございます。

市の委託事業者であるＮＰＯ法人ふれあい館ひろしまが入居する施設の自動ドアの修繕につきましては、平成２３年度の委託事業終了後の収支決算の報告時において事実を把握しておりますので、事前に委託事業者から協議があったものではありません。

また、民法第６０６条第１項、賃貸人の修繕義務の規定につきましては、強行規定ではなく任意規定であり、特約事項等で賃借人が修繕を行うことができることとされております。このため、建物賃貸借契約書の契約条項第１５条に規定されている協議を踏まえて、賃借人であるＮＰＯ法人ふれあい館ひろしまが自動ドアの修繕を行ったと伺っております。

本件は、民間の建物所有者と市の委託事業を行う民間事業者が協議し、この民間事業者が対応したものでありますが、市の委託事業が関係することもあり、市としてこれまで顧問弁護士に相談し、議員の御質問に対して様々な説明をさせていただきました。

市が実施する事業につきましては、今後とも適切な事務執行に努め、必要に応じて改善を行い、説明責任も果たしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、３点目の子育て支援住宅についての御質問でございます。

子育て支援住宅に係る調査検討業務につきましては、旧市立体育館跡地の利活用だけでなく、まちなか居住を促進することによって、今後の活気と魅力のある市街地の形成につながるようなコンパクトなまちづくりの施策に反映できる取組を調査検討したものであります。

この子育て住宅の事業実施に当たっては、平成２５年１２月に提出された調査報告も踏

まえ、P F I 制度の導入などを含め、庁内の関係課と連携しながら協議を重ねて実施決定いたしましたものでございます。

また、募集要項や選定基準を含め、事業者決定に至るまでの一連の過程においては、商工会議所や学識経験者等で構成される事業者選定委員会を設置し、多様な視点からの御意見をお伺いしながら、適切に決定しております。

次に、不動産鑑定についての御質問でございます。

旧市立体育館の土地鑑定評価書が中央鑑定所から提出された平成 25 年当時は、小坂政司市長で、総務部長は私でありました。

次に、不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士が合理的と考えられる適正な価格を把握する作業であり、的確かつ誠実な鑑定評価活動の実践をもって、社会一般の信頼と期待に報いるものであります。不動産鑑定士が職務上知り得た情報については守秘義務があることから公表されることとなっておりません。そのため、解体積算事例となった具体的な 3 件の建物の所在地及び名称等については確認しておりません。

次に、旧市立体育館に隣接するトイレと内部の廃棄物の分離算定につきましては、トイレは子育て世帯向け地域優良賃貸住宅整備事業の区域外に立地しており、当初は撤去の予定はなかったこと、また旧市立体育館内の廃棄物は、一部利活用の検討中のものもあったことなどから、分離して算出したものであります。

次に、国土交通省の不動産鑑定基準各論の第一章第二節では、建物及び敷地の鑑定評価については、建物の解体による経費を控除した額を敷地の価格に加減して決定するものと示されております。一般的にはこの基準が不動産鑑定士が建物つき土地の鑑定評価を行う際の指針となっていることから、市がこの不動産鑑定基準各論の基準に基づき説明したものであります。

今回の子育て世帯向け住宅整備事業につきましては、本市の人口減少や流出対策の一つとして、将来を担う子育て世帯の定住促進を図るため実施いたしましたものであります。この事業実施に当たっては、民間企業が持つノウハウや技術力などを活用することが重要であると考え、不動産の取得から体育館の解体、住宅建設、管理などを一連の事業として適切に取り組んだものであり、土地や建物等の評価等につきましても国土交通省の不動産鑑定基準などに基づき、適切に行っているものと認識しております。

次に、固定資産税における土地価格の時点修正につきましては、地方税法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する総務大臣が定める基準に定められた方法により実施しております。

具体的な方法といたしましては、まず市内全域の標準宅地328地点について、状況が類似している63地域に集約します。この63地域にある標準宅地のうち、設置している道路の状況、奥行き、間口及び形状等から基準となる宅地を選定し、広島県地価調査や不動産鑑定士の鑑定評価を活用しながら、基準となる宅地についての評価替えの基準日から時点修正の基準日までの下落状況による価格の修正率を算出します。この算出した価格の修正率を標準宅地の価格に乗じることなどによって、下落した宅地の価格を算出するものであります。

酔景の小庭整備事業に係る不動産の鑑定評価額につきましては、専門資格を持つ不動産鑑定士が査定したものであり、市はこの評価額を参考に不動産価格を決定したものであります。

次に、平成25年7月16日に開催されていると御指摘されております竹原小学校体育館解体工事に伴う工事の打ち合わせにつきましては、同日に受注業者から工事打ち合わせ簿が提出されたものであり、会議を開催したものではありません。

本市における公共工事発注につきましては、公平性と透明性の確保を図るため、一般競争入札制度を導入しているところであります。また、主たる事業所が市内にあることを入札条件に取り入れるなど、市内業者への受注拡大にも努めてきたところであります。

今後とも引き続き、公平性と透明性の確保をあわせ、市内業者の受注拡大につながる運用にも努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の行財政改革についての御質問でございます。

本市におきましては、昭和50年の竹原市財政再建基本計画の策定を皮切りに、これまで数度の行財政改革の計画を策定し、安定的な行財政運営に努めてまいりました。

昨年度は特に平成22年度に策定しました竹原市行政経営改革プランのフォローアップを行い、当プランに掲げた取組を検証し、引き続き取り組むべき内容について整備を行うなど、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進めているところであります。こうした中、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や庁舎移転等の公共施設ゾーン整備事業による事業費の増加が見込まれており、引き続き厳しい財政状況が続くものと認識しております。

今後も不断の取組として、事業目的を明確化しながら、市民ニーズの把握や費用対効果に基づく優先度を踏まえた事業の選択と集中、市税などの自主財源の確保などに努め、持続可能な行財政運営を推進してまいります。あわせて、複雑多様化する市民ニーズや社会情勢を的確に捉え、様々な課題に対し柔軟に対応していくためにも、日々の業務や研修を

通じて自治体の変化に迅速かつ的確に対応できる人材を育成し、元気な竹原市の実現を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） これは壇上で冒頭、市の方をお願いしておきたいと思ったのですが、私は8年ぶりに議会に議席を置き、既に3年7月になります。この間多岐にわたり様々な角度から質問してまいりましたが、質問項目については100%市民の皆様からの情報提供であります。議会は行政に対するチェック機関であり、市民の疑問、不審等に対し、的確に対応していく責任もあります。

今榮新市長以下、理事者の皆様にはこれまでのような詭弁や自己中心的弁解のみでなく、市民からの疑問、不審等に対し、理事者も議会も誠意を持って対応、問題解決に努めべきと強く認識しております。理事者の皆様の明快な御答弁をお願いしておきます。

私は、市長選挙時の学歴、経歴について、意地悪ばあさんで言っているのではないのですよ。実は、私は森川市長さんが有原市長さんからバトンタッチされた時に、議会で私も支持した関係で傍聴に来ておりまして、その時議案以外に2つの質問が議員さんからなされました。

1つは、河川の上に家が建っていること。1つは学歴詐称問題でした。法律を調べればすぐわかるのだろうと思って、河川法については、昭和23年に河川法、海岸保全法はできた、新しい戦後の新法でした。

学歴詐称については、広島に明治大学の校友会がありまして、私は校友会で調べてみました。そうすると名簿がないということで、当時私の関係する会社が東大阪にありまして、その顧問弁護士と社長を連れて大学に行きました。校友会の名簿は12万人ぐらいありましたが記載がなかったので、校務課長さんをお願いして、現在のように個人情報とか何とかがない時代ですから古い原簿を出していただきました。それで3人が見たわけです。そこにありまして、議事録では8年間休学というようなことが書いてありましたが、8年も休学はないし、それから8年後に復学ということが議事録の中に明記されておりました。これもなかったと。これも当時の学校の中の規約のようなものでも4年を経過すると自動的に席がなくなるというようなこともお伺いいたしましたが、そういうことで市民は、何遍も何遍も議会から反復して質問されるので、できるだけ経歴、学歴、例えば今の市長の答弁のように後援会が勝手に学歴、経歴をつくりますと、市長が東大法学部卒と書

かれたら失格ですから。だから、後援会というのはあくまでも立候補者の後援をする組織ですから、だから実際は学歴、経歴については、市長自らが正確に書くことが公選法上も一般常識的にも求められるということでもありますので、この問題についてはこれで終わりますが、今後はそういうことを念頭に、今度は竹原市の代表ですから、市民から、あるいは議会からこういうような質問が出ないような体制を是非組んでいただきたいというように思います。

その点について市長の御見解を伺います。

議長（道法知江君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 事実として記載した内容でございますが、どこまで書くかということについての私を思っの御質問というふうに承りまして、しっかりとした説明を踏まえた中での表現に心がけていきたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） それでは、2番目のふれあい館です。

これはちょっと冒頭に確認しておきたいのですが、このふれあい館には本部、支部があるのか、その点について1点確認しておきます。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） ふれあい館の組織の話でございますけども、確かな情報というのは今持ち合わせておりませんけれども、支部は特にないのではないかというふうには思っております。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 記憶に残っているのが、小坂市長が就任1年目で、1期目で東西幼稚園を統合された。大変、若いお母さんが反対された。非常に厳しい選択を我々もせざるを得なかったのですが、当時私も将来こういう状況になるのならということで提案された議案に賛成した経緯があります。その市長が、市長時代にふれあい館が認可されたということについて、非常に不審を持っておりますので、あえてこういう質問を繰り返し行っているのです。

ここは、当然御承知のとおり、平成19年に先生が2名、定年になった方が何を思ったのかこれを開設したわけでありまして。当然先生ですから少子化の流れもよく理解しておったのだらうと思いますが、2年間の起業無償貸与ということで借りておられたのですが、その運営費は寄附金と子どもの使用料でした。2年経過して、この施設を出なくてはいけ

ないというようなことも私はちょっと相談を受けたことがあります。相談というより話を聞かされたのです、理事長から。しかし、当時の決算も、今もそうですが、委託費の割合に子どもの使用料は0.8か、いいところで1%ぐらいですか、10%。ずっと多ければ運営費の目標であった寄附金なんかはずっとゼロですよ、0円。そこで、今聞いたように移転を決意した時点で平成20年末に突然民生部関係が4事業、教育関係が1事業、委託費2,000万円が決定し、今日に至っております。

教育委員会の教育相談員は2名から1名、分散されております。今日、教育委員会にお聞きをするのですが、教育相談員という職務についてどのような職務かお伺いします。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 教育相談員の業務ということでございますが、教育相談員においては、支援が必要な児童生徒の相談ということで、例えば一例ですが、不登校であるとか、そういった学校に通うことが困難な方の相談、それから教育指導等をやっているということで御理解いただければと思います。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） そこですね、非常に私は多岐にわたる業務だろうと思います。それを分散すると抱え込むのです、1人だったら。2人、3人いるから課題を持ち寄っていろんな角度から検討されるのだろうと思います。

いろいろ新聞報道でわかるように1人の先生が、その授業が、業務があり余って抱え込んでしまって、そうして問題が発生するという事例がよく新聞に載っているのです。こういう大事なことを新しい施設へ分散させては何の意味もないですね。私はこういうところから、ふれあい館のような施設は行財政改革ではない、即座にやめることだろうと。

ましてや、ここに新聞報道がありますが、特に私はこれを気にしている。幼児期、外遊び、体力向上、就学後の運動習慣を培う。物すごい能力が遅れるということなのよ、あそこ。あなた方行ったことあるのか。あの委託している方が責任を持って、3時ごろ行ってみなさい。中が見えないから。非常に子どもの、幼児教育の場所としたら最悪の場所よ。市長、是非あの場所に行ってみてください。西日が差したら全部カーテンするのですから。おろすのですから。おそらくもっと灯をつけないといけないと思うのだが。

特にこの教育相談員や何かは、私は3人でもいいと思っている。ここを無理やり引き裂いて1人ずつにするというような、事業の目的からしたら大変な問題よ。それはどこでも複数が、不登校があつてどうだという問題が出てくれば、3人がよれば文殊の知恵ではな

いが、やっぱりいいアイデアが出てくるのよ。1人の場合だったら1人が抱え込んだら表面に出てこないのよ。表面に出てこないということは問題解決にならないのだから。せっかく年間180万円ですか、どういう形の方を採用されているのかよくわかりませんが、ここらは、ただああい施設へ、誰が権限を持ってやったのかよくわかりませんが、まあトップでなければできないでしょう。2,000万円ものお金を部課長が委託というような決定をできるはずがないのだから。それだったら行政組織というのはなくなるから。

その点について部長。

議長（道法知江君） 福祉部長、ふれあい館の中身をもう少し詳しく。

福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） ふれあい館に委託をしている事業でございますけども、これについては病後児保育ですとか、あとは子育て支援拠点事業、また一時預かり事業、先ほどの教育相談事業等がございますけれども、この事業につきましては、やはり子育てに対するニーズが多様化、複雑化してきているといったこともございますので、保育所ですとか学校で対応し切れないといったようなこともありますので、そういったことについてふれあい館の方に委託をしているというような状況でございます。

保護者のニーズというのも変わってくるというふうに思いますので、そのニーズに応じてまた対応していきたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 私は今そんな答弁をするなど言っている。それをずっと言ってきたのよ。

市の民生部がやっていたのだろ。あそこが開設したから事業が湧いたのではないのだろう。それから、そういうことを言っていたら、今度は3園が統合して、みんな不便になるのよ、近くから通っていた人は。行政というものは整合性を保って答弁しないといけないのよ。そこが便利がいいって、何が便利がいいのか。駐車場もなく交通量が多いのに、先生がガードすることなく勝手におりている。西幼稚園なんか、先生が外に出て、車を規制していますよ、車が着いたら。私もあそこ、自治会の方から一方通行にしてくれと言ってそのようなお願いをしたがね。今ちゃんと一方通行で朝、通勤しているところはよそを通っている。今みたいな答弁していたら、いつまでたってもあなたら脳が上がらないよ、進歩しないよ、答弁が。そのようなことを言っていたら統合もしなさんなということになるのよ。みんな不便になるのだから、遠くから来るのは。

それから、今言うように、市がやっていたものをとっているのでしょう、ここを開設したから誰か口ききしてから。わかり切っている。あそこを企業から施設を借りるのでも、あの岩本という先生上がりは何も知らないのよ、面識もないのだから。当時から教育委員会の方も皆誰が口ききしてこうだというのが、皆うわさがだあっと広がったのよ。

岩本さんに要請されてあなたら認可したのか。そうではないだろうが、上から来たんだろうが、こうしろと言って。そんなことは座っていてもわかる。あなたらが2,000万円の委託ができるわけないのだから。

しかし、あそこの開設、東京や大阪などの待機児童がいるのとは違うので。竹原の情勢はどこの施設も皆定員割れだから。企業の土地を借りて、あのようなところでやるような余裕もないし、価値もないのよ。

あそこ、今ごろはお母さんがいろいろ出るから、話が。宇野さん、あそこの子どもはどこにいるのか。大人ばかりが座っているがと言っている。そういうことを言われぬようにしないといけないと言っている。

皆2,000万円の公金といったら、あなたらよくわからないと思うが、今市内の業者、商売人、税金を払うのに四苦八苦している。私らにいくらでも相談があるのよ。

そこらはもう、これは市長、行政改革の一丁目一番地と思っている。6億円もかけて3園を統合して、その統合したところはまだ使い道もわからない。これは企業の土地を家賃払って使っている。どこに公金の支出の整合性があるのか。

その点、市長どういう考えか。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 委託事業の必要性ということでございますけども、先ほどと同じようなことになるかもわかりませんが、やはり保護者のニーズというのが複雑化してきているということで、保育所等で対応できないようなものについて委託をしているということです。今後とも保護者のニーズに沿ったような子育て支援事業を行っていきたいというふうに思っております。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 東京の方の認定外保育所なんかをこの前テレビでやっておりましたが、高いところで8万3,000円、平均7万円の使用料を払っている。それでもお母さんが勤める近くの保育所を探すのに100%ない。ないところが待機児童ということで数で公表されているのですが、実際はあっちでもいいのよ、今竹原市で西保育所からこの

裁判所の方へ来てもいいのよというのと状況が違うのよ。

あなたら、企業の土地まで借りてやるぐらい市役所がやっていたのだから、もともと。それを間違いなしにトップが指示しているから、あなたらそういう答弁しかできないのよ、残念ながら。どこの行財政改革の状況を見ても皆トップが、課長、これはこれとこれをおまえやっつけ、いつまで、そうして課長が生き生きとしてやるのよ。成功したら市長が評価してくれるから。

入り口ドアの鍵の問題も法律解釈がかなり違うのですが、ここに年間の決算書もありますが、病後児保育、これは2名だったと思うのだが、予算は5 3 2万1, 6 1 2円。ここの中であるのが、この決算書の中で本部支出金があるのよ、1 0 万円。ということは、本部がこの前年度に余った剰余金というものをプールしているのではないのか。おそらく決算がずっとそれでゼロになっているのだが。

こんな厳しい状況で2, 0 0 0万円も出しているのだから、要らない施設へ。私から言ったら要らない施設なのよ、全く。それ、もうちょっと皆さん指導を徹底して、あそこらに寝そべってごろごろごろごろしていても1日、この決算書を見たら子どもがいけないというのがわかるのよ。全体がいけないのにいるわけないのだから。必要なニーズ、お母さん方から一々意見聞いて、あそこは必要なのですと言うなら、西保育所も中通もやめなといいいのに。みんな困るよ、そりゃ。同じ行政の中にあって、こっちは企業の土地を借りてやっているのです、こっちは公共で今度は6億もかけて統合するのですいうて。どこに整合性があるのよ。どのようなばかでもわかるわ、そんなことは。

それで、これは一昔前やったら差別差別と言われたのだが、これは毎年毎年市役所が配付しなくてはいけない理由はどこにあるのだ。これは皆さん名前も書いていただいて、みんなここで読んだらいいのだが。よその施設はどうするのか。このようなものを1施設のために自治会を使って配付しなくてはいけないのか。

今後どうするのかお伺いします。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） ふれあい館のチラシでございますけども、ふれあい館には子育て支援事業、先ほど申しましたけども、市の方が委託事業として子育て支援事業を委託しております。その周知のために広報紙と一緒に周知をしているということで、子育て支援事業を利用される方にとっては便利がいいというようなものだというふうに思いますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 御理解御理解と言っても、市民ひとしく平等に扱わないといけない。そういうことをやられて、ほかの忠海の東の上の方や、あっちの方へ半分ぐらいの人数になったところどうするのか。市からのポンと2,000万円をもらって、のほほんとやっているような施設へこのようなものを何でやらなくてはいけないのと言っているよ。理由がないだろうが。

議長（道法知江君） 宇野議員、議会においては品位と秩序を保っていただきたいと思いますので、声を少し……。

12番（宇野武則君） 答弁させろ、もっとしっかりした。そこでがちゃがちゃがちゃがちゃ言わなくても。あのような答弁が来てわかるか、あなたら、議長といえども。わからないだろうが。私なんかにぐずぐず言う前に答弁させろ、しっかり。

それでは、子育て住宅について。

平成25年12月12日に業者から報告書が提出されております。特筆すべきは、調査対象となった専門業者6社の回答書はほぼ否定的な内容でありました。結果プロポーザル公募についても全社不参加、この結果は非常に重いと思いますが、庁内ではこの結果についてどのような議論があったのか伺います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 子育て住宅に関する旧市立体育館跡地の利活用の推進に伴う調査設計業務の御質問でございますが、本業務につきましては、民間の企画力、技術力を活用した良好な住環境づくりを推進するために、事業者の意向や参加条件を把握するとともに、適切な民間業者を選定する手法として、利活用に係るプロポーザル等の条件整備を行ったものでございます。

あわせて、本市の人口減少、少子化、人口流出など、歯どめとなる対策を講じる必要があるというふうなことから、とりわけ子育て世帯の定住促進に向けた施策を検討するという事で庁内で協議を進めて、こういったプロポーザルに向けての……

（12番宇野武則君「私の質問ではない。質問を聞いてから答弁しないと」と呼ぶ）

取組を行ったわけでございます。

議長（道法知江君） 静粛に願います。

12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 6社が不参加……。

議長（道法知江君） マイクを入れてください。

12番（宇野武則君） 6社が不参加だから、それはどのような協議をしたか、それは専門業者だからということを質問している。手短に答弁すればいいではないか。不参加についてはこうこうこういうような、何日に協議しましたということを答弁すればそれで済むのよ。もうちょっと真剣にやらないと。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、6社のヒアリングの内容でございますが、6社においてはそれぞれ公募条件、それからプロポーザルの意向調査というのを実施しております。

そういったことの内容を踏まえまして、庁内で若手の定住促進に対する協議、対策会議というのを開催いたしまして、旧市立体育館跡地における若者向け定住促進住宅についての方向性について、施策に関する関係課である部署で集まりまして、るる協議検討したという状況でございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） この6社の中に特に地元企業は、私も何遍も読んで、非常に明確に答弁している。私はこれを読むと、やっぱり一步も二歩も下がって、再調査が必要ではなかったのかというような思いがあるのですよ。ましてや企業に全面的に丸投げして、現状が今そうなのですが、長い間市民の皆さんに負担をかける結果になっている。

あなた方ね、結果がこうなったのだから仕方がないとしても、我々は仕方がないで通らないのよ。市民からいくらでも聞かれるのよ。あれはどうなっているの、これはどうなっているのと。的確に答弁ができないのよ。

だから、今回は今回としてでも、やはり業者はずっと続くのだから、やっぱりそこにはあなたら弁解ばかりではなしに、今後はこうしますというような反省の弁があってもいいのよ。一番市長がそれを表明しなくてはいけないのは、やっぱり市民に迷惑をかけているのは間違いないのよ。市民が税金が余るから税金を払ってくれるのではないのよ。企業を回してみなさい。竹原市は固定資産税が高いんですよと言うわ。竹原市の第一誘致企業でもそう言うのだから。そういう厳しい状況の中でも税金は払う。それが原資になっているということがあなたら一つも頭にないのだろう。

これからまだまだ厳しくなると思いますが、やっぱり地元企業なんかはほかの角度から1対1でも本心をさらけ出して話を聞かないと。あなたら検討委員会をつくってどうだと言っているが、それは特定の人間をばばっと集めて、私だったら病院などと連携して、妊婦さんなりに徹底した調査をするわ。

しかし、今回の大欠点というのは、丸投げが即にあられて。ノウハウではない。一番悪いのは、家賃と設計が悪いということを若い人が言っているのだから。中2階、3階なんか頭を下げて、小さい部屋をちょこちょこつくっているから悪い、あの設計が。

だから、今後はやっぱり家賃は5万円以下に抑えてくれ。それから、2階のスペースも真四角にして、入居者が間仕切りできるような方法を考えてくれとか。使用者が利用できるような、勝手に利用できるようなものを最低限でも丸投げではなしに要求しておかないと、8万円から1万円、2万円引いたって6万円だから。しかし、5万円なら1万円引いたら4万円で、子育て中の人には大変助かる。物すごく助かる、12万円だから、年間。それに共益費だから、私はそこらが今回のこの事業に決定的な欠陥だったろうというふうに思っているのです。

それから次に、鑑定評価です。

これは25年10月31日に提出されております。

総面積3筆で8,095万3,600円。固定資産税評価額、坪が9万8,000円です。建物撤去費、当初から4,960万円、ほかにトイレの撤去費、あるいは室内にある廃棄物の処分費、これはいくらになるのかわかりませんが。

ここで決定的に我々と意見が違うのは、平米4万5,300円、ここなんよ。今竹原市内でも大きな建物が、トキワホール、藤木、それからマスコットの建物、何百平米というようなものが解体されました。平米4万5,000円、あなたはこの金額を国交省とか国の方に転嫁して説明しているが、私は下水道の折も東京の公団の理事長のところへ行って、その折理事長は、宇野さん、下水の金額はうちが10%下げているから、今までの見積もりでは合わないからといって、アドバイスを受けているのよ。地方の解体が非常に安くて、東京の国交省などの積算が3倍ぐらいというのは、私は聞いたことがない。東京でも安くしろ、安くしろ、安く建設費を下げなさいというのが今主導なのよ。

ここの私は4万5,000円、今度は福祉会館もそんなような金額だったろうと思いますが、ここへ固定するのではなしに今の小学校、これから言う小学校などは300平米、解体面積が低くて金額が半分以下だからね。

そういう点について今後どういうふうに取り組むか伺います。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、御質問の解体費の状況でございますが、建物の状況によりまして解体費、処分費が異なってくるものはもちろんありますが、建物の構造形式によってその費用は大きく変わってまいります。鉄骨であれば鉄をリサイクルすることでスクラップとして売却することが可能ですが、一方コンクリートづくりであれば、構造の破砕、分別、処分費が必要になることなど、鉄骨づくりとコンクリートづくりでは解体費が大きく異なるということでございます。

そういったことを踏まえまして、構造に応じて、国の基準に応じて適正に積算をして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） あのね、いいかげんうその答弁をしないようにしないと。

これは先ほどもらった打ち合わせ簿です、解体業者との。25年7月16日に出されたもの。

こうやってね、これは法律によって出さないといけないようになっている。例えば施設が大之木建設に全部丸投げで売られたとしても、建物つきで。その売る場合、何がいくらという積算をしないといけないようになっている。それから、大之木建設から下請解体に出しても、これは広島県の県知事にこの処分は何を何トン、どこへ処分したということは全部報告義務があるのよ。その文書は5年間保存するのよ。その認識はあるのですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の打ち合わせ簿の件でございますが、打ち合わせ簿については、業者と竹小の場合は、竹小の体育館の公共事業で発注する場合の打ち合わせ簿については、発注者と受注者という形で、そういった打ち合わせ簿によってマニフェストの提出があったというふうなことでございます。

そういったことで、打ち合わせ簿についてはそういった対応をしておりますし、また議員御指摘の解体につきましては、県の許認可事務となっております。こういった建築物の解体における許認可事務については、一定規模の建物の解体については、当該不動産の所有者が建築リサイクル法の届け出と、それから建築基準法の除却の届け出が必要となっているという状況でございます。

この建築リサイクル法では、分別解体、再資源等の推進と届け出が義務づけられておりまして、面積で80平米以上の建物の解体をする場合に、工事に着手する前の7日前までに特定行政庁の方に届け出るというふうな仕組みになっております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 銀行跡地です。

市の購入額が2,619万4,773円。坪単価評価額が13万2,823円。土地の購入額は19万2,000円。一方、市立体育館跡地の最終土地評価額は、3.3平米3万7,000円。大きな差があるわけですが、あなた方が説明していると、この銀行の跡地の土地については、銀行が独自で業者に発注して更地にした。市立体育館のような解釈をしていたら、この銀行の土地はまだ倍ぐらいになる。この19万2,000円と3万7,000円の土地の売り土地と買う土地の差額は何が原因だと思いますか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、旧市立体育館と、それから旧銀行跡地の土地の単価の件の御質問でございますが、それぞれ各場所においては公示価格というのが決められておりまして、こちらの公示価格を参考にいたしまして鑑定評価を実施しているわけですが、それぞれ地域によって土地の状況、まず用途地域がどうかという状況、それから土地の形状、それから周辺の状況等を踏まえまして、そういったことでの鑑定評価をされているという状況でございます。

旧銀行跡地については、用途地域でいいますと近隣商業地域ということでございます。

それからあと、旧市立体育館については、用途でいいますと第1種住居地域という形で、用途地域も違う、土地の形態も違うということで、おのあの形状が違うということで単価の差が出ているというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） そんなことはあなたより私の方がしっかり調べている。

あの周辺で10万円を超える土地はないのよ。調べてみなさい。だから、私が、鑑定人が鑑定したら法的拘束力があるかといって質問しているのよ。

法的拘束力があるのかないかだけ、この1点を質問する。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、土地の鑑定評価の法的な拘束力の御質問でございますが、鑑定評価をもって売買契約を締結しなければならないというものでございせん。鑑定評価額は国家資格を有する不動産鑑定士が、市場での取引を考慮いたしまして算出したものでございます。適切な価格であると考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） 公共用地と一般の取引の土地の法的拘束力については若干開きがありますが、法的には鑑定評価は目安だということが一般的に言われているのです。法的拘束力がない。ただ、公共用地の場合は共有財産だから、やはり大竹市のように7割ぐらい引いて安く売ると、やっぱり犯罪行為が発生するということで、3割ぐらいを目安に上限があるだろう。しかし、民間の場合は自由である、比較的自由。ここを、窓口1メートル買えば店が真っすぐになるから、100万円出しても買う、こういう交渉も違法ではない。

だから、一般的にはそういうことで、鑑定人が鑑定評価したからといって、結局はこういう差額が出たわけだから、そこはあなた方は何が原因か。もう明らかなのよ。解体費よ。

そこで、何遍も答弁いただいているのですが、鑑定会社の鑑定事例は市内ではないが、会社へのヒアリングで3件あると再三議会答弁をされております。私は今、この答弁書では鑑定会社が知り得たものを公表できない、守秘義務にかかるのだという答弁書をいただいておりますが、では実際は公共の建物だったら、どこがどの部分が守秘義務にかかるのか。金額から、広さから、解体面積から全部今ネットで公表されているのでしょ、ネット入札のようなものがあるのでしょ、私はよく詳しく知らないが。実際ヒアリングをこことこことこでやったのですという確証がないと、あなたらこういう答弁はできないのよ。できるわけないのだから。事実を確認して初めて、これは民間のこういう土地ですから、公表してくれなと言われているから、それを考慮すると守秘義務に該当するのですというなら私もわかるのよ。しかし、オープンに解体したようなものを守秘義務というのはどこが守秘義務よ。ちょっと。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、解体の事例の御質問でございますが、不動産鑑定士によるヒアリングの結果、件数として3件をお聞きしたところでございます。

不動産鑑定士が不動産鑑定評価額を行う上で、建物及び所在地及び名称といった不動産鑑定士が職務上知り得た情報については、市では確認をいたしておりませんという状況ですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） それは私は、これをあなたが答弁した折にね、うちの弁護士2人と3人でこれを協議したのよ。うちの弁護士も聞いたことがないと言うのよ。鑑定人が解体を積算した事例というのは。うちの弁護士は相当、15年ぐらい前に弁護士会の副会長もやっているから、そういう面は非常に情報が多いのだが、そういう話だ。だから、私は初めからこれはヒアリングなんかやっていないという思いはあった。だから、あなたら虚偽答弁しているのよ。積算事例といって書いているが、答弁書へ。だから、普通ならヒアリングをやったと言うのなら、どこどこですか、写真でも何でも見るはずなのよ、確認をするはずなのよ。それが今になって、今度は隠れみので、守秘義務だから公表できませんよというような議会答弁なんかあり得ないのよ。

こういうことは議長、議会そのものを整理しないとイケないのよ。一番大事なところだから。この解体のメインだからね。それを私は初め、一番初めに答弁もらった折にうちの弁護士と相談した。

それでもう一つは、これは菅本組、二、三日前に社長と話をした時はもう依頼があったんだ。1,000万円でちょっとあれだから私が断ったんよと言った。

これは後日でいいですから、大之木建設とって、あなたらが言う解体の内容がどこどこが違うのか、私は同じと思っている。もしあれだけの解体費に差額が出るとしたら、安定的な処分か管理型か、管理型でもかなりな有害物質が出た処分費については相当高くなるが、解体そのものが難しくなるからね。テントを全部張ってやらなくてはいけない、飛散したらいけないのだから。

議長にお願いしておきます。

これは法律ですから、それでこれは5年間保管義務があるのですから。是非これはただしてもらいたいと思います。

どうですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 解体につきましては、るる国の基準とか、それから許認可事務については県の許可権限というのがありますので、そういったことも踏まえて適正に対応

してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） そうではない、大之木建設から下請へ出そうがどこに出そうが、竹原市が土地を売ったのだから、竹原市にこれを出す責任があるのよ、大之木にも。市にも出さず責任があるのよ。何でかと言ったら、福山の日本化薬、天満屋へ売った、天満屋へ。で、有害物質が出たのよ。それを広島県が仲介して、83億円だったか、松村さんという当時のここの所長もしていたが、知事の特命で行って全部処理した。もしくは何かあった場合には全部もとに戻るから。そういう法律になっているのだから。原因者が処分しなさいと。天満屋が買っていても問題があったら日本化薬は全部費用を出して処分しないといけない法律なのだから。だから、うちの下水も三井金属の折もそうだった。それは法律だから動かないのよ。だから、これも大之木建設に言って出さしなさい。出さなければ菅本に言って出さすので。いつでも出さすのだから。それで、建設工事に係る分別解体及び、私もこれを何遍も読んで、広島県土木建築協会が出している。概要として、産業廃棄物の適正な処理を目的に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、平成14年5月30日から一定の要件を該当、500万円以上する建設工事を行う場合には、市町村の長への届け出が必要、都道府県知事、または建設主事を置く市町村の長への届けが必要。市立体育館解体後、大之木建設から市に対して報告書は提出されているのですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘のリサイクル法に基づく届け出でございますが、この届け出については、一応竹原市を経由して、それから特定行政庁、広島県の方へ届け出がなされております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員。

12番（宇野武則君） あのねえ、竹原市に出さないといけない。

情報公開請求してもないといって出ないのだから。竹原市の財産だったのだから。それをあなたらが言うように鉄骨や内部のコンクリートとかが違うからこっちは5,000万円になったのですよと言う。そうではないのよ。小学校のように入札すれば適正な価格で落札するし、我々議員もよくわかる。丸投げしたおかげで、鑑定会社が鑑定書の中に入れているのだから、報告書の中に。平米4万5,300円といって。ここらの一般の解体費

からいうたら、大体4万円だからね。3倍以上の差額があので解体費へ組み込まれているのよ。だから、8,000万円の土地が自動的に3,000万円になっている。それから、今の再評価減224万6,000円が加算されて、結局8,000万円の土地が売却額が2,800万円になっている。異常な安さで大之木建設にとられたんだ。どこでこんな細工があったのか、今の時点では私もよくわかりませんがね。大体想定ができる。やったのと思っているのよ。

それから、前に1度申し上げましたが、私はこの解体業者とは特に懇意なのよ。釣りにも行ったりするから。この5,000万円の解体のうち、下請したのがこの菅本組、1,300万円なのです。3,700万円の差額があるのですが、この差額が生じたとしても、あなた方は鑑定会社が真面目に正確に鑑定した結果ですと行って、堂々と言われるのか。私から言わせたら全く反対の感想よ。公共の施設やからやっぱり市民にいろいろな面で還元できるような取引もしないと。一部業者にもうこんな金額で、それをどういう理由かといって説明を求めたら説明のしようがない、あなたら。本当は委員会に、関係者を呼んで事実関係を究明するのが本来の議会の役割だろうと思うのですが、これは一過性で済まないのよ。もう建物ができたということで終わるのではないのよ。こういうことを議会が完全にチェックする能力をつけないと、次やられたらまた右にならえになる。市民の共有財産ですからそう甘くはない。

その5,000万円、おそらくトイレ、当初の予算からして4,960万円ですから、鑑定会社から出た金額。それから、トイレと内部の廃棄物が処分されたということですから、おそらく5,000万円以上になっているのだろう、いくらかかったのかは知らない。この1,300万円、下請でやったこの金額の差額、大之木建設が丸のみしたのか、そうではない、このような下請にこういうふうに配分されたのかというような報告があったのか、その点について伺います。

議長（道法知江君） 12番宇野武則議員に申し上げます。

相手方の表現には気をつけていただきたいと思います。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） まず、市立体育館の売却額の内訳でございますが、議員御指摘の土地については、鑑定評価を行いまして6,898万5,700円と、それからあと道路を挟んで駐車場がございます。こちらが1,196万7,900円となっております。

そして、建物については1,950平米ということで約4,900万円、5,000万

円近くでございます。

それから、あと……

(12番宇野武則議員「的確に言え」と呼ぶ)

トイレの解体が2,500万円、それから体育館内に産業廃棄物、ごみ等がございましたのでこちらが62万9,000円となっております、それを差し引きいたしまして不動産鑑定とトータルして、公募価格は2,800万円という数字となっております。

それから、解体の件でございますが、こういったことで2,800万円で事業者さんに購入をしていただいて、購入をしていただいた後に民間の会社の方が解体をされたということですので、解体は民間が発注した工事ということですので、幾らで発注されたかということについては、市の方ではその金額、さらには下請で受注されたという先ほどの金額もございましたけど、そういう金額については市では把握いたしておりません。あくまでも民間が発注した解体工事ということでございます。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) 大之木建設は公募の折から、それから事業から、全部大之木建設は出ているのよ。だから、工事中に看板も出ている。だから、私は大之木建設と言っているのよ。悪いことはどこが悪いのか知らないが。

公募条件で1社大之木建設になっているのよ。今は公表するだろう、請負金額を全部。ネットでもみんな流れている、心配しないでも。わけもわからない気遣いをしているのは竹原市だけよ。

しかし、私が言っているのは報告書に4万5,300円というのが、ここがくせものよ、坪17万円ぐらいになるだろう。今17万円で解体費や何か、全国を探してもない。そのぐらいくれたら解体屋は大もうけだ。こういう鑑定をされたのだから、されたらあなたらが小学校でも入札した金額と合わせて、ここは修正しないとイケなかった。これ皆公有財産だから。あなたらの財産ならいいよ、ただであげても。私らは議会だからただであげるわけにはいかないのよ。公選法にもかかるから。しかし、この差額はやっぱり市民も関心を持っているのよ。もっともって言いたいよ、私は流れを知っているから。

しかし、大之木建設は大之木建設で公募でやっているのよ、大之木建設。いろいろな書類が皆出ているのだから。契約書も出ているだろう、あの施設のメンテナンスも皆大之木建設だろう。これは避けて通れないのよ。

議長（道法知江君） 残り 5 分となっております。

1 2 番（宇野武則君） 是非これは法律上竹原市に出さなくてはいけないとなっているのだから、この品物がどこの処理場に搬入されたかということは、これはずっと貰っているのよ。だから、是非ともこの同じ菅本さんがやっている、だから大之木建設に言って、菅本組から処分の内容について一覧表を出せと。これは出す、市に責任があるのですよ、本当は。今読んだように広島、都道府県、もしくは市町の長に報告するようになっているのだから。産廃は、あなたはどのように考えているか知らないが、毎年厳しくなっている。不法投棄は罰金 1 万円ですからね。だから小さい業者は手を上げるのよ。だから、最近では不法投棄は余り記事にならないようになったが、それぐらい産業廃棄物の処分については厳しくなる。地域が崩壊する場合がありますから、豊島のように。あの豊島から厳しくなった。だから、発出した住所、会社、全部報告する義務があつた折からできたのだ。私は、とにかくもうちょっと部長、整理して、あなたらが打ち合わせするといっても、わけのわからない答弁書を書いたら打ち合わせはできないのよ。

しかし、私は守秘義務は今後もやるが、どこが守秘義務になったのか、協議は堂々として、3 件のヒアリングして、3 件の解体事例がありますといつてあなたら答弁しているのよ。私が皆議会の資料を持っているのだから。しかし、それはおそらくあなたら内容まで踏み込んでいないのだらうと思う。質問があつたから議会へ適当な答弁をしたのよ。

私は畠中さんに言っても話はできるのよ、畠中さんに。あなたらがやっているかやっていないかというのはすぐわかる。だから、できるだけ我々議会が理解できるような答弁してもらわないと。

その点について、最後に市長、お願いします。

議長（道法知江君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 質問に対する答弁をその都度検討させていただいて、御答弁もさせていただいておりますが、それぞれ意見の異なることもあろうかと思いますが、御提言、課題の提示等につきましては、我々も真摯に向き合つて対応してまいりたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 以上をもって 1 2 番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

6 月 2 1 日、2 2 日は午前 1 0 時から、各常任委員会の審査、調査を、2 5 日は 1 0 時から議会運営委員会を開催し、2 6 日は 1 0 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時28分 散会